

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

令和4年9月14日現在の情報を掲載しています。

ワクチン接種は強制ではありません。
接種による感染予防の効果と副反応のリスクの双方を理解した上で接種の判断をしてください。

オミクロン株対応ワクチン接種

従来ワクチンを上回る重症化予防効果や感染予防効果が期待されるオミクロン株対応ワクチンの接種を開始します。

■**対象者** 初回接種(1・2回目接種)を完了した12歳以上の人

※オミクロン株対応ワクチンの接種は1人1回受けられます

※前回の接種から5カ月以上を経過した人は接種を受けられます

■**接種開始時期** 令和4年10月から市内の医療機関で受けられます。

■**接種券の発送スケジュール** オミクロン株対応ワクチンの接種に関しては、すでに発送している3回目および4回目の接種券を使用することができます。接種券(3・4・5回目)を送付していない人には、接種間隔を満たす月の1カ月前の末日までに、順次接種券を発送します。

※接種券を紛失した人などは接種券の発行申請をする必要があります

※初回接種(1・2回目接種)も引き続き市内の医療機関で受けられます

※最新情報は市ホームページで確認してください

小児追加接種(3回目接種)

小児の追加接種(3回目接種)を開始します。

■**対象者** 2回目接種から5カ月以上を経過した5歳以上11歳以下の人


■**接種開始時期** 令和4年10月から市内の医療機関で受けられます。


※接種券の発送スケジュールや接種医療機関は、市ホームページで確認してください

予約方法(※一部医療機関を除く)

市コールセンターに電話または市ホームページでウェブ予約してください。

 **電話** 0120-528-529 8:30~17:00
(土・日曜日、祝・休日を除く)

 **FAX** 050-3397-1885
(聴覚に障がいのある人など電話での予約が難しい人は利用してください)

 **最新情報**は市ホームページで確認してください

宮島訪問税は、持続可能な観光地づくりに活用していきます

令和5年10月1日(日)から 宮島訪問税

の徴収が始まります

宮島訪問税の徴収開始日を決定しました。宮島訪問税の制度の詳細は、二次元コードを読み取り、市ホームページを確認してください。今後、宮島訪問税に関する説明会を実施する予定です。



■納税が必要な人

宮島町以外の区域から船舶により宮島町に訪問する人
(宮島町の住民、宮島町に通勤または通学する人を除く)

■税額と徴収方法

①宮島町に訪問することに納税する場合

1人1回につき100円をフェリー運賃などに上乗せ

②1年分を事前に納付する場合

1人1年分として500円を事前に市に納付

(納付後、市が発行する証明書をフェリー会社に提示して乗船)

■課税が免除される人

次の人は宮島訪問税の課税が免除されます。

- ・未就学児
- ・修学旅行、遠足などの学校行事として訪問する人、引率者付添人
- ・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または身体障害者手帳を交付されている人

問い合わせ 宮島訪問税準備室 ☎9227

令和5年10月1日(日)から インボイス制度 が始まります

問い合わせ 課税課 ☎9113

インボイスとは

「インボイス」とは、税務署に登録申請し、取得した登録番号が記載された請求書や領収書です。

令和5年10月1日(日)から消費税のインボイス制度が始まります。制度導入後は、原則として、消費税の仕入税額控除のために「インボイス」が必要となります。また、「インボイス」は、事前に税務署で登録を受けた人だけが発行できます。

説明会と登録手続き

説明会と登録手続きのサポートを実施します。

とき

- ・10月20日(木)14時~15時30分
- ・11月10日(木)14時~15時30分
- ・12月8日(木)14時~15時30分

ところ 廿日市地方合同庁舎1階共用会議室(新宮1の15の40)

定員 30人

申込先 廿日市税務署へ要予約

・個人課税第一部門

(☎2349)

・法人課税第一部門

(☎1223)

※個人事業者の人は、スマホとマイナンバーカードと暗証番号があれば、その場でe-Taxによる登録申請ができます

※今後の日程は、二次元コードの国税庁ホームページ「インボイス制度特集」を確認してください

